

平成27年度 水産白書の概要

水産庁漁政部企画課

課長補佐 竹田 紗也子

第 **583** 号
(第50巻 第7号)

編 集 一般財団法人 東京水産振興会
発 行

「水産振興」発刊の趣旨

日本漁業は、沿岸、沖合、そして遠洋の漁業といわれるが、われわれは、それぞれが調和のとれた振興があることを期待しておるので、その為には、それぞれの個別的な分析、乃至振興施策の必要性を、痛感するものである。坊間には、あまりにもそれぞれを代表する、いわゆる利益代表的見解が横行しすぎる嫌いがあるのである。われわれは、わが国民経済のなかにおける日本漁業を、近代産業として、より発展振興させることが要請されていると信ずるものである。

ここに、われわれは、日本水産業の個別的な分析の徹底につとめるとともに、その総合的視点からの研究、さらに、世界経済とともに発展振興する方策の樹立に一層精進を加えることを考えたものである。

この様な努力目標にむかってわれわれの調査研究事業を発足させた次第で冊子の生れた処に、またこれへの奉仕の、ささやかな表われである。

昭和四十二年七月

財団法人 東京水産振興会

(題字は井野碩哉元会長)

目次

平成二十七年年度 水産白書の概要

第五八三号

第一章 特集	活力ある漁村の創造と漁業経営……………	3
第一節	地域の創生における漁業の重要性と漁業を支える漁村……………	3
第二節	漁業を取り巻く状況の変化と漁業経営……………	7
第三節	漁業振興を通じた漁村の活性化……………	14
第四節	活力ある漁村の創造と漁業経営の実現に向けて……………	23
第二章	平成二十六年年度以降の我が国水産の動向……………	27
第一節	水産資源及び漁場環境をめぐる動き……………	27
第二節	我が国水産業をめぐる動き……………	35
第三節	水産物の消費・需給をめぐる動き……………	44
第四節	水産業をめぐる国際情勢……………	50
第五節	東日本大震災からの復興に向けた動き……………	59

時事余聞 編集後記

略歴

竹田 紗也子

▽埼玉県生まれ。平成十三年京都大学大学院農学研究科(修士課程)卒、同年水産庁入庁。平成十九年タフツ大学フレッチャー法律外交大学院卒。これまで主に貿易及び地域漁業管理機関に関する業務等を担当。平成二十七年八月より水産庁企画課課長補佐(動向分析班)。

平成二十七年 水産白書の概要

水産庁漁政部企画課

課長補佐 竹 田 紗也子

去る五月十七日、「平成二十七年水産白書」が閣議決定され、国会に提出された。水産白書は、水産基本法が政府に対して、水産の動向及び水産に関して講じた施策に関する報告と講じようとする施策を明らかにした文書を国会に提出することを求めていることに応じ、毎年の国会に提出されている。水産白書は「水産の動向」「講じた施策」「講じようとする施策」の三つのパートで構成されている。このうち「水産の動向」は、近年の我が国の水産に関する様々な動向について、図表や事例を交えて作成しているものであり、このところ、その第Ⅰ章を特集章とし、一つのテーマについて掘り下げ

た記述を行っている。

今年の白書では、「活力ある漁村の創造と漁業経営」を特集テーマとした。この特集では、現在の漁村が置かれた状況や、漁村・漁業をめぐる状況がどのように変化してきたかを中長期的な視点を含めて振り返った上で、漁業振興とそれを通じた漁村の活性化に向けた取組の事例を紹介しつつ、その課題や方向性について考察することとした。活力ある漁村の創造に向けた取組の幅はとも広く、今回の特集も総花的なものとなってしまう感は否めないが、ご批判は真摯に受け止めつつ、事例を含めて一部なりとも現場で漁業振興や漁村の活性化のために尽力されている関係者の方々のご参考となれば幸いです。

また、第Ⅱ章では、「平成二十六年以降の水産の動向」として、資源管理、生産、需給、国際情勢、東日本大震災からの復興といった我が国の水産業をめぐる状況全般について最新の状況を示している。

本稿では、「平成二十七年水産白書」から、「水産の動向」の概要について、多少の補足を含めてご紹介したい。なお、ここに紹介しきれなかった事例や図表も含め、全文は左記の水産庁ホームページに掲載しているので、ぜひご覧頂きたい。

<http://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/wpaper/index.html>

第Ⅰ章 特集 活力ある漁村の創造と漁業経営

これからの時代における地域社会の在り方が我が国にとって大きな課題となっており、全国津々浦々の漁村においても活力ある地域の創造が求められている。こうした中、様々なアイデアや工夫を取り入れながら漁業経営を改善し、それを漁村の活性化につなげていこうとする取組が各地で本格化している。こうした動きを踏まえ、今回の白書では「漁村」に焦点を当てた特集を行うこととした。第一節では漁村の立地や居住者の状況を概観するとともに、漁業と漁村の果たす役割や相互の関係性について整理した。第二節では、我が国の漁業・漁村を取り巻く状況の変化について中長期的な視点を含めて振り返り、その中での漁業経営状況を概観した。第三節は、漁業振興とそれを通じた漁村の活性化に向けた様々な動きについて、各地の事例を紹介しつつ、方向性や課題を考察した。第四節においては、漁村の活性化に向けた動きを「人」を中心として考察し、特集の最終節とした。以下に概要を紹介する。

第一節 地域の創生における漁業の重要性和漁業を支える漁村

(一) 漁村の置かれている状況

我が国では、恵まれた自然環境の下、海岸沿いの津々浦々に漁村が形成され、現在、

今回の白書では「漁村」に焦点を当てた特集を行うこととした

多くの漁村では高齢化が進行しており、漁港背後集落の高齢化率は、全国平均の二六・七%を九・六ポイント上回る三六・三%

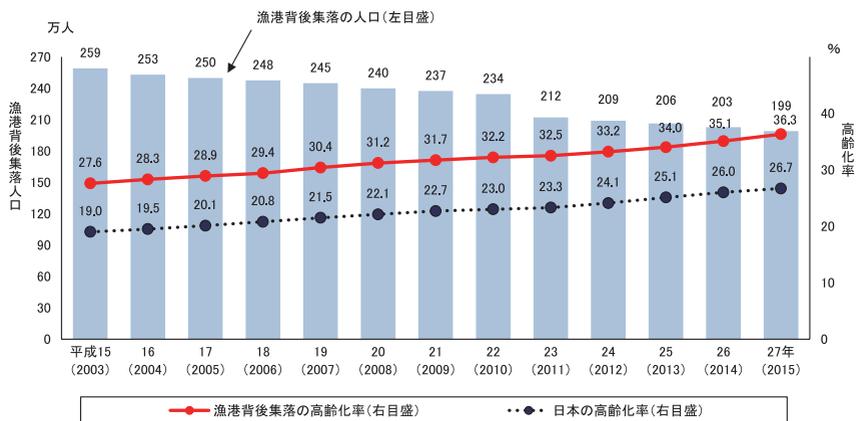
二、八七九の漁港(海岸線の約二二キロメートルごとに一つ)、六、二九八の漁業集落(約五六キロメートルごとに一つ)が存在している。こうした漁業集落は厳しい立地にあることが多く、漁港背後集落のうち、約二割は離島地域、約三割強は半島地域に位置し、また、半分以上が背後にがけや山が迫る狭隘な土地に、約四分の一が急傾斜地に形成されている。

漁村に住む人々の状況をみると、平成二十七年現在、我が国の総人口の一・六%に当たる約二〇〇万人が漁港背後集落に居住しているが、多くの漁村では高齢化が進行しており、漁港背後集落の高齢化率は、全国平均の二六・七%を九・六ポイント上回る三六・三%となっている(図1)。

(二) 漁業と漁村

一般に、条件不利地にあり雇用機会の限られる漁村にとって、漁業は地域経済を支える基幹産業として重要な役割を果たしている。また、漁業が存在することにより、漁具や船具、燃料、餌等の資材を漁業に供給する産業、水産加工業、集荷・卸売、仲卸、運送業、小売業、飲食業や宿泊業等、川上から川下に至る多くの産業が漁村の地域経済を担っている。

漁業が漁村を経済的に支えるのと表裏の関係で、漁村は漁業に労働力を供給し、また、漁村コミュニティを基盤とした地先漁場の管理と利用調整により沿岸域の水産資



資料：漁港背後集落の人口推移と高齢化率は水産庁調べ、全国の高齢化率は総務省「国勢調査」(平成17(2005)年、22(2010)年)及び「人口推計」(その他の年)

注：1) 高齢化率とは、総人口に占める65歳以上の人口の割合。

2) 平成23(2011)～27(2015)年の漁港背後集落の人口及び高齢化率は、岩手県、宮城県及び福島県の3県を除いて集計。

図1 漁村の人口と高齢化率の推移

源と漁業の管理に主体的な役割を果たし、地先漁場の漁業生産力の維持・向上にも貢献している。

(三) 遠洋・沖合・沿岸漁業のそれぞれが地域経済に果たす役割

比較的限られた数の魚種を一度に大量に水揚げする遠洋・沖合漁業の水揚げ地においては、これらの漁獲物を扱う水産物流通業、冷凍保管庫業、水産加工業等の関連産業が大規模に集積して水産都市を形成し、地域の代表的な産業となつているところも珍しくないが、このような立地は、全国的にみれば限定的である。

一方、全国津々浦々の漁村においては、多岐にわたる沿岸漁業により多様な魚介類が漁獲されており、地元の小規模な漁港で水揚げされる。こうした漁業は大規模な関連産業の集積にはつながらなくとも、漁村の地域経済を支える重要な産業としての役割を果たしている。

雇用面では、全漁業従事者の七九%までもが沿岸漁業（養殖業を含む）に従事し、全漁業経営体数の九四%が沿岸漁業を営む経営体であり、沿岸漁業を中心とする漁業は漁村における雇用の受け皿となつている。

(四) 多面的な機能を担う漁業・漁村

漁業及び漁村は、魚介類を供給するという本来の機能に加え、自然環境を保全する

雇用面では、全漁業従事者の七九%までもが沿岸漁業（養殖業を含む）に従事し、全漁業経営体数の九四%が沿岸漁業を営む経営体であり、沿岸漁業を中心とする漁業は漁村における雇用の受け皿となつている。

機能、国民の生命・財産を保全する機能、交流等の場を提供する機能、地域社会を形成・維持する機能といった多面的機能を有している(図2)。こうした機能の貨幣価値は、定量的評価が可能なものだけに限定しても年間約九兆二千億円に達する(平成十五年「多面的機能評価等にかかる調査報告書」による)と試算されており、国民全体が多岐にわたる多面的機能に裨益している。

第二節 漁業を取り巻く状況の変化と漁業経営

(一) 漁業生産をめぐる状況の変化

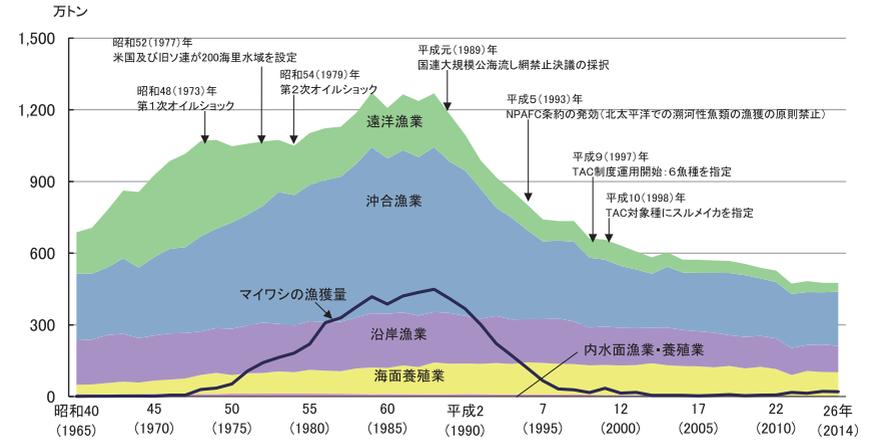
戦後、我が国の漁業は高度経済成長の中で大きく発展し、沿岸から沖合へ、沖合から遠洋へと漁場を拡大させていった。しかしながら昭和五十年代、我が国の漁業は、高度経済成長期の終焉、二〇〇海里時代の到来という大きな転換点を迎える(図3)。

昭和五十年代、我が国の漁業は、高度経済成長期の終焉、二〇〇海里時代の到来という大きな転換点を迎える。

この結果、海外漁場の縮小とオイルショックによる操業経費の増大を背景として、

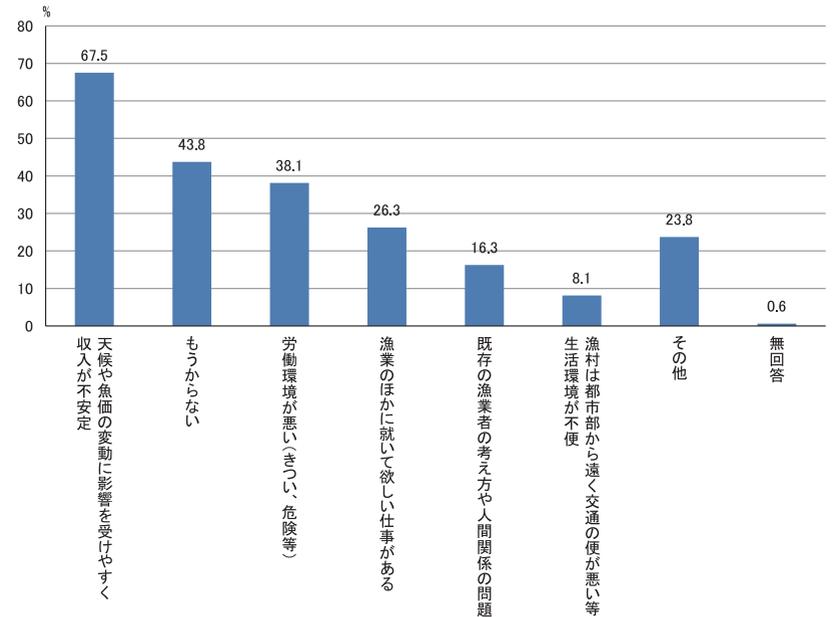
我が国周辺水域の水産資源を適切に利用し続けていく必要性が強く認識されるようになり、資源管理の取組が本格化した。現在では、漁業者は資源管理のために多くの努力を払っている。

また、昭和五十年代を挟んで起きたブレトン・ウッズ体制の崩壊とプラザ合意により、為替相場が円高ドル安方向へ動いて水産物の輸入量が急増し、我が国の漁業は輸



資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」等に基づき水産庁で作成

図3 部門別漁業生産量の推移と漁業を取り巻く状況の変化



資料：農林水産省「食料・農業及び水産業に関する意識・意向調査」(平成 27 (2015) 年 12 月～ 28 (2016) 年 1 月実施、農林水産省漁業者モニター 349 名が対象 (回収率 83.7%))

注：後継者がいないとした 160 名に質問。

図4 漁業後継者がいない理由 (複数回答)

我が国の一人当たりの年間水産物消費量は、戦後大きく増加したが、平成十三年度をピークとして急激な減少に転じ、平成二十六年度には昭和三十年代後半と同程度の水準まで減少している

(二) 水産物消費をめぐる状況の変化

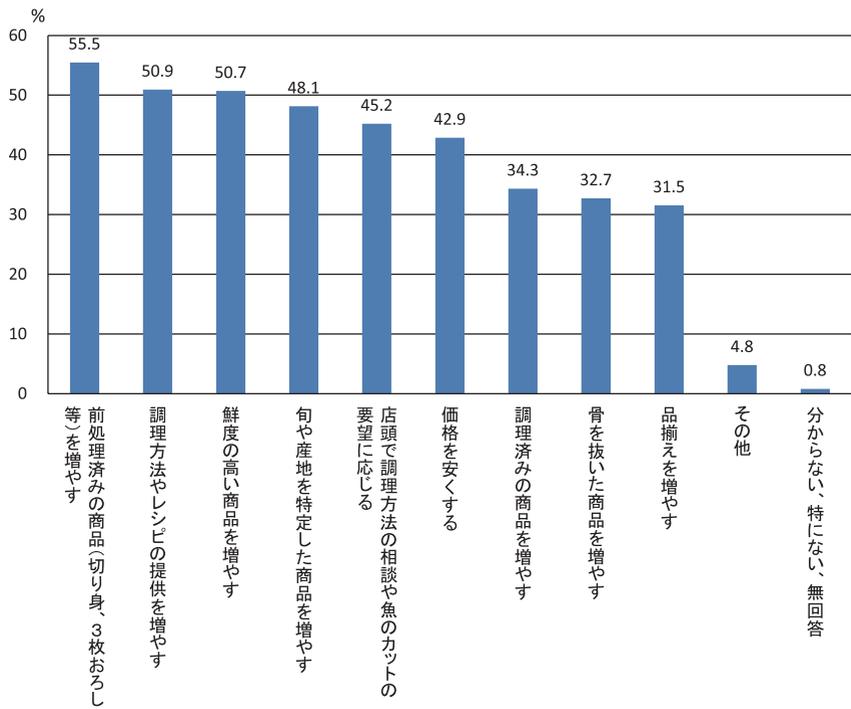
水産物消費の状況もまた、大きく変化してきている。我が国の一人当たりの年間水産物消費量は、戦後大きく増加したが、平成十三年度をピークとして急激な減少に転じ、平成二十六年度には昭和三十年代後半と同程度の水準まで減少している。年齢階層別にみると、若い世代ほど魚を食べる食生活に移行している傾向がみられ、特に近年では四〇代以下の世代の魚介類の摂取量が五〇代以上の世代のそれと比べて顕著に低い(図5)。

一方、意識・意向調査では「今後、魚介類を食べる頻度を増やしたい」とする消費者が約七割にのぼるなど、消費者には魚を積極的に食べたいという意識も強くある。また、水産物の消費を増やすために有効な取組について尋ねると、家庭での調理を前提としつつ手間の省略を可能とするもの、こだわりの商品を求めるものが上位を占めたほか、経済志向、簡便化志向もみられ、消費ニーズは多様化している(図6)。

他方、国内消費が減少する一方で、世界の水産物消費は拡大しており、また、急増する外国人観光客はすしなどの和食に高い関心を持っている。

(三) 漁業経営の状況の変化

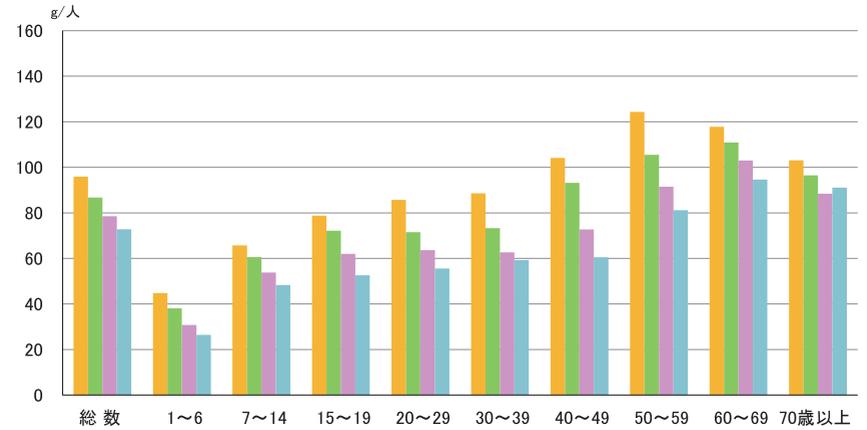
こうした生産・消費両面をめぐる状況の変化の中、沿岸漁船漁家の漁労所得は漸減してきている。油費が生産コストに占める割合が増加傾向にある一方、減価償却費の



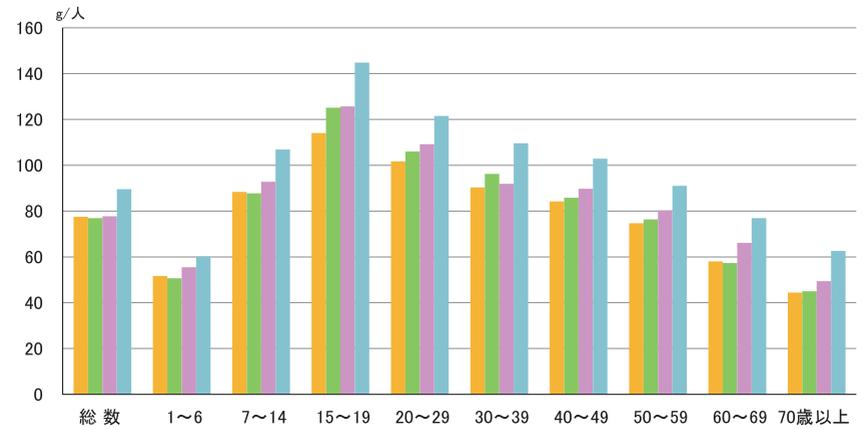
資料：農林水産省「食料・農業及び水産業に関する意識・意向調査」（平成 27（2015）年12月～28（2016）年1月実施、農林水産省消費者モニター 987 名が対象（回収率 86.7%））

図6 水産物の消費を増やすために有効と思われる取組（複数回答）

〈魚介類摂取量〉



〈肉類摂取量〉



■平成10(1998)年 ■平成15(2003)年 ■平成20(2008)年 ■平成25(2013)年

資料：平成 10（1998）年は厚生省「国民栄養調査」、平成 15（2003）年以降は厚生労働省「国民健康・栄養調査」

図5 年齢階層別魚介類及び肉類の1人1日当たり摂取量の変化

割合が長期的に減少してきており、漁船が高船齢化する中であっても更新が進みづらくなっている状況がうかがわれる。

また、漁業者一人当たりの漁業生産量は増加してきているが、安定的な供給を確保していくためには、水産資源を適切に管理しつつ、漁業就業者の確保を図りながら生産性を向上させていくことが重要である。

第三節 漁業振興を通じた漁村の活性化

(一) 状況の変化に対応し得る漁業経営力の強化と所得の向上 (自律的な経営力の強化の必要性)

経営基盤の脆弱な沿岸漁業を中心として、自律的に経営力を強化し収益性を向上していくことが求められる

我が国の漁業をめぐる状況が総じて厳しさを増しつつある中で、特に経営基盤の脆弱な沿岸漁業を中心として、自律的に経営力を強化し収益性を向上していくことが求められる。漁業経営が厳しいために後継者を確保できない、後継者を確保できないために更に経営が厳しくなるといった悪循環に陥っている経営体も、自律的な努力によって経営力の強化を軌道に乗せることができれば、それによって意欲的な担い手が確保され、更に経営力の強化に向けた工夫がなされるといった正の循環に変わっていくことが期待できる。これは、後継者の確保に限ったことではなく、経営に関するアイデア、インフラ、資金などにもいえることかもしれない。

【事例】様々な工夫に満ちた定置網漁業経営（石川県七尾市ななほし）（株）鹿渡島定置かどしま）

（株）鹿渡島定置では、収益性の向上のため、海水シャーベット水や船上神経締めによる高鮮度維持、首都圏や海外も含めた直接販売、三〇種以上を製造販売する六次産業化等に取り組んでいる。また、従業員・後継者の確保のため、コミュニケーションを重視した活気のある職場作り、技術・知識を短期間で習得できる定置網技術のマニュアル化等を行っている。

こうした様々な取組が従業員の所得の確保につながり、地域の雇用創出や活性化への貢献が高く評価されて、平成二十六年「ふるさとづくり大賞 内閣総理大臣賞」を受賞した。

(地域)ごとの課題と浜の活力再生プラン

漁業経営を強化していくためには、漁獲量の増加又は魚価の向上により漁業収入を増加させるか、漁業支出を削減することの少なくともいずれかが必要となるが、そのために解決しなければならぬ具体的な課題は、地域・経営体により様々であろう。

平成二十五年度から「浜の活力再生プラン」の取組がスタート
平成二十五年度からは、地域の漁業の課題を漁業協同組合等が市町村等とともに考え、地域の漁業所得を五年間で一〇%以上アップすることを目標として解決の方策を取りまとめる「浜の活力再生プラン」の取組がスタートし、地域の実情に応じた様々なプランが作成・実践されている。国では、承認を受けたプランにおける取組を関連施策の対象とし、目標達成を支援している。

【事例】五島の旬を届ける地域ブランド「五島箱入娘」―長崎県上五島町地区の「浜の活力再生プラン」

上五島町地区の「浜の活力再生プラン」は、生産・流通・販売を通じたブランド化の取組が核となっている。生産段階では出荷者の認定制度、出荷基準の設定等により高品質を維持し、流通段階では消費地へのフェリー及び直販車での出荷やオンラインショップの開設等により販路を確保し、販売段階では少量パックでの販売のほか、各種イベント等への積極的な参加によりブランドの宣伝・普及を図っており、こうした一貫した取組により販路の拡大を目指している。



【事例】新しい技術を活かした商品開発と、地域一丸となった販売戦略―兵庫県但馬地区の「浜の活力再生プラン」

兵庫県但馬地区では、新しい凍結技術によるホタルイカの高鮮度出荷等、新技術を活かした商品開発、地元観光業界との連携による「カニ祭り」、「ホタルイカ祭り」の開催等、全国に知られるホタルイカやズワイガニを中心として付加価値の向上や販路の拡大を図り、地域全体の活性化を目指している。

(経営力の強化のための共同化・協業化)

一般的には一匹狼的なイメージの強い漁業者であるが、経営力の強化のためには、共同化・協業化も選択肢として検討することが必要であろう。従事者不足に悩む複数の経営体が、共同化・協業化により、操業の効率化等を通じて必要な従事者数を確保できれば、収益力の向上とともにコストの削減も可能となり、経営力の強化につながることが期待される。

(漁業への企業参入の促進)

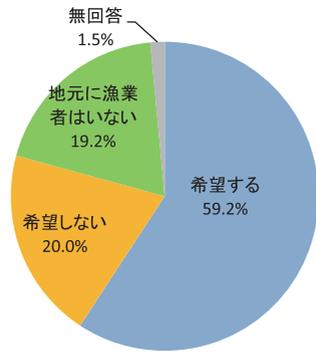
遠洋・沖合の大規模な漁業は元々会社経営が多いが、沿岸においても、特にクロマグロ養殖等を中心として、大手水産会社や総合商社等の企業が参入してきている。資本金のある企業が比較的余裕のある養殖漁場に参入すれば、海面の有効利用を通じた漁業の活性化のみならず、地域住民の雇用促進、資本提携を通じた地元の漁業者の経営・所得の安定、地元の関連産業の利用等を通して、地域経済の活性化にもつながることが期待できる。

(二) 地域資源を活かした漁業の振興

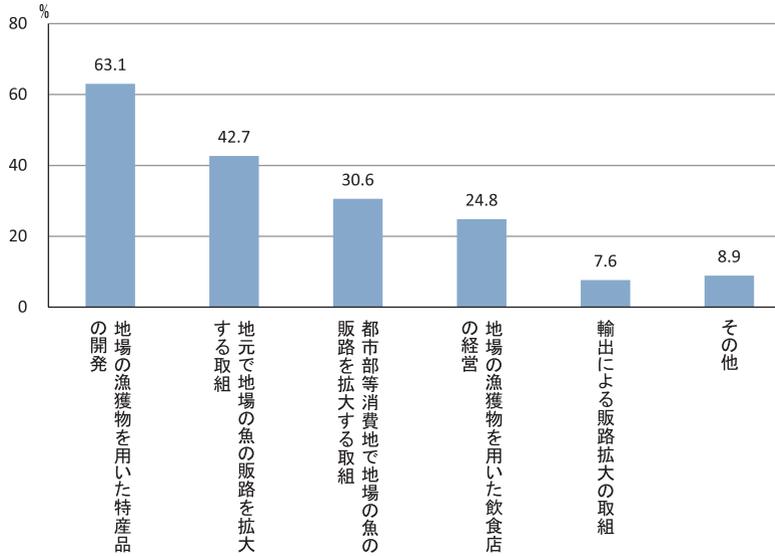
(漁村の地域資源)

漁村の活性化のためには、漁村が持つ様々な魅力を地域資源として最大限に活用していくことが重要と考えられるが、それに当たっては、それぞれの漁村の立地条件等も考慮する必要がある。各地域が自らの持つ地域資源を発掘した上で、その特性を活

〈漁業者との連携に対する希望の有無〉



〈漁業者との連携により行いたい取組（複数回答）〉



資料：農林水産省「食料・農業及び水産業に関する意識・意向調査」（平成 27（2015）年 12 月～28（2016）年 1 月実施、農林水産省流通加工業者モニター 707 名が対象（回収率 74.0%））

注：漁業者との連携に対する希望の有無については、業務上魚介類を取り扱っているとした 265 名に質問。漁業者との連携により行いたい取組については、連携を希望するとした 157 名に質問

図 7 地元漁業者との連携に関する流通加工業者の意向

付加価値向上の実現には、漁業現場での工夫を消費の現場までつなぎ、また、消費の現場でのニーズを的確に反映した取組を行うことが必要

かした活用方法を見出し出していくことが重要であろう。

【事例】漁港の立地を最大限に活用した回転寿司店「西海丸」（石川県漁業協同組合西海支所）

石川県漁業協同組合西海支所では、北陸新幹線の開通や能登を舞台とする連続テレビ小説の放映のタイミングを捉え、敢えて幹線道路から離れた漁港区域内に回転寿司店を開設。地魚や眼前の漁港内で養殖された魚を使用した新鮮なネタと直売所の併設で、休日には行列のできる人気振りとなっている。

近年では、漁業の現場において地域資源である漁獲物の付加価値向上を目指した様々な工夫が図られてきているが、付加価値向上の実現には、漁業現場での工夫を消費の現場までつなぎ、また、消費の現場でのニーズを的確に反映した取組を行うことが必要である。これまでの漁業では、「獲る」までを担い、流通・消費の場へは深く関与しないというのが一般的な姿だったが、これからは「獲るだけ」の漁業から脱却し、流通段階を通じて生産現場の努力と付加価値を消費者までつないでいくとともに、消費現場のニーズを的確に捉えていくことが重要であろう。そのためには、漁業が流通、加工、小売、飲食、観光、輸出等の関連産業と密接に連携することも有効ではないか。

関連産業の側でも漁業者との連携への期待があり、意識・意向調査では、流通加工業者の六割が地元の漁業者との連携を希望している（図 7）。

〔漁業における六次産業化〕

水産加工や水産物直売所の経営といった六次産業化の取組は、こうした取組を行う経営体の経営基盤の強化に寄与しているものと考えられるが、農業と比べれば漁業分野での六次産業化は本格化しているとはいえない。

伝統的な加工技術や調味料などを活かした加工品の製造や、鮮魚のカット販売など、身近な工夫によっても六次産業化は可能であり、一定の効果が期待できる

六次産業化には新たな加工品の開発や直売所の設置などが必要であり、ハードルが高いと捉えられがちなこともその一因であろうが、伝統的な加工技術や調味料などを活かした加工品の製造や、鮮魚のカット販売など、身近な工夫によっても六次産業化は可能であり、一定の効果が期待できようであろう。

本格的に六次産業化に取り組む場合には、ビジネスとして持続可能な取組とするため、事業規模や販路、従事者、設備等についての判断が必要となるほか、漁労作業とのバランスを考えた体制作りが重要であるが、漁業者だけでは事業化に踏み切れない場合には、他産業との連携も考えられるのではないか。

六次産業化は、漁業者が「獲るだけ」の漁業から踏み出し、消費者のニーズを捉えた付加価値向上の努力によって経営力の強化を図るための手段の一つに過ぎず、六次産業化も含めて個々の漁業の実情を踏まえた様々な取組が各地で進むことが期待される。

〔事例〕特産のモズクで地域おこし（沖縄県 勝連漁業協同組合）

勝連漁業協同組合では、モズクの消費拡大のため、コープおきなわ、地方自治体、給食センター、流通業者、大学関係者等計一二団体二〇名以上と連携して「もずく餃子」を開発し、ヒットに結びつけた。売上金の一部を公演に寄付することで地域の伝統芸能とのコラボレーションも実現させ、地産地消、地場産業起こし、教育文化振興等の多くの面で成果を上げていく。

〔地産地消の取組〕

現在、水産物の消費拡大は、都市圏等の消費地だけでなく、漁村やその近隣地域においても地産地消という形で進められている。特に地域の食品専門量販店の中には、新鮮で安い地場の魚の直接買い付けや、専門知識を持つ販売員の売り場への配置等の取組により顧客を集めているものがあり、こうした取組の広がりによって水産物の地産地消が促進されることが期待される。

〔事例〕串間のおさかなを食べよう（宮崎県串間市 串間のおさかな消費拡大促進グループ）

「串間のおさかな消費拡大促進グループ」では、低・未利用資源等の有効活用や、近隣都市のスーパー等における販売促進活動に取り組んでおり、未利用資源を使った加工品を使った「漁師弁当」が好評を得ている。こうした取組により消費者の生の声を聞くことができるようになったほか、様々な関連業界との連携が図れるようになり、更なる収益性の向上を目指すしている。

〔輸出拡大に向けた取組〕

水産物の国内消費が伸び悩む現状を踏まえれば、海外の成長市場に販路を求めていくことは重要な選択肢となる。そのためには、市場ごとのニーズに応じた製品を安定的に供給していくことが求められる。輸出先国のニーズによっては、それに見合う量の製品を安定的に供給するための漁業者同士の横の連携も重要であろう。

〔事例〕石巻発統一ブランドによる輸出促進（宮城県石巻市「日高見の国」グループ）

石巻の水産加工業者六社の連携による統一ブランド「日高見の国」は、三陸地域の水産物を原料とする高付加価値商品の輸出に取り組んでいる。海外バイヤーのニーズを踏まえて加工方法やパッケージデザインを共同開発し、順調に売上げを伸ばしている。

〔都市住民や外国人観光客等との交流〕

都市住民や外国人観光客を地域に積極的に呼び込むことができれば、飲食等による水産物の需要や関係施設における雇用を生み出すだけでなく、消費地の人々がその漁村を「知る」ことにより、更に水産物の販売拡大に結びついていく効果が期待できる。そのためには、地域を訪れる人々が訪問に満足し、ファンやリピーターになってくれるよう、地域の様々な関連業種と広範かつ密接に連携し、質の高いサービスを提供していくことが重要である。

都市住民や外国人観光客を地域に積極的に呼び込むことができれば、飲食等による水産物の需要や関係施設における雇用を生み出すだけでなく、消費地の人々がその漁村を「知る」ことにより、更に水産物の販売拡大に結びついていく効果が期待できる。

第四節 活力ある漁村の創造と漁業経営の実現に向けて

（一）漁村への人の還流

多くの漁村で人口減少と高齢化が進行する中、活気ある住みよい地域作りにより、漁村に人を呼び戻すことが必要となっている。海や山に囲まれた豊かな自然環境は、生活や子育ての場として魅力を有しており、農山漁村地域への定住願望を持つ都市住民は少なくないが、その際に一番の課題となるのは生活を支えるだけの所得が得られる仕事があるかどうかであろう。漁村にあつては、基幹産業としての漁業やその関連産業が雇用の受け皿となることが重要となる。漁家の子弟の数自体が減少する中、他地域からの人々を積極的に受け入れること、またそうした人々が活躍できる雰囲気を作っていくことが地域の活性化につながっていくのではないだろうか。

多くの漁村で人口減少と高齢化が進行する中、活気ある住みよい地域作りにより、漁村に人を呼び戻すことが必要

〔事例〕地域を挙げて「ターン海女・海士を応援（三重県志摩市 畔志賀漁師塾）

志摩市三地区の若手漁業者有志による「畔志賀漁師塾」では、個々の新規就業者に先輩漁師が講師として付き、漁業技術や資源管理ルールの指導だけでなく、生活面のサポートに当たっている。また、女性新規就業者の冬季の収入対策として加工販売を行うなど、新規就業者の収入安定と定住促進のための取組が進められている。

(二) 女性の地位向上と活躍

女性の地位向上と活躍は、後継者の確保と並んで漁業にとつての大きな課題である。漁獲物の出荷に欠かせない陸上作業では女性が重要な役割を果たしているが、女性が漁村で地域の重要な意思決定にかかわる機会は、いまだ限定的であるとみられる。地域資源を活用した地域の取組がますます重要になってくる中、漁村における女性の活躍の場が広がっていくことが期待されており、家庭内労働の分担や、保育所や学童保育の充実等の支援、地域の意識の変革が求められる。

【事例】大洗町漁協かあちゃんの店（茨城県 大洗町漁業協同組合女性部）

大洗町漁業協同組合女性部では、部員全員で食堂「かあちゃんの店」を経営している。この取組は、地元で水揚げされた低利用魚を使用することで魚価の安定に寄与し、また、食堂の賃金が各漁家の経営安定化にもつながっている。さらに、「かあちゃんの店」の繁盛により、地域全体の活性化も図られてきている。

(三) 地域活性化における漁業協同組合の役割

漁業者の協同組織としての漁業協同組合には、地域の取りまとめ役として合意を形成し、取組を地域全体として推進していく旗振り役を担うことが期待される。

【事例】漁業協同組合が主体となつて体験漁業を推進（高知県中土佐町 上ノ加江漁業協同組合）

上ノ加江漁業協同組合は、漁業の振興と地域再生を目指して体験漁業を実施している。地元の漁業者と話し合いを重ねて体験漁業専用の漁場を設けたほか、調理施設を備えた漁業体験施設「わかしや」での体験プログラム、組合員による漁家民宿など、地域ぐるみでの取組が続けられている。

(四) 安心して暮らせる安全な漁村づくり

前面は海に面しつつ背後には山やがけが迫る漁村は災害に直面しやすく、人々が安心して暮らせるよう、防災・減災に関するインフラの整備が重要である。また、漁村の下水道等の衛生環境、自動車を通れる道路といった生活環境はいまだ立ち後れており、整備の推進が求められる。

漁村の下水道等の衛生環境、自動車を通れる道路といった生活環境はいまだ立ち後れており、整備の推進が求められる。

(五) 我が国の漁村を次世代につなぐために

平成二十五年十二月、「和食：日本人の伝統的な食文化」がUNESCO無形文化遺産に登録された。我が国の大切な食文化である和食を守り、後世に伝えていくためには、津々浦々の漁村が、その基幹産業としての漁業を通じて多彩な魚介類を私たちの食卓に提供し続けていることを今一度再認識し、こうした地域を次世代につなげて

現在、漁業・漁村は厳しい状況に置かれているが、各地域においては、「浜の活力再生プラン」を中心として、漁業振興とそれを通じた地域活性化を目指した様々な動きが出てきている

いくことが必要であろう。また、漁業・漁村は、水産物の供給だけでなく、多岐にわたる多面的機能を発揮して私たちの生活や社会を支えており、漁業を支える漁村、そして漁村を支える漁業なくしては、私たちの食文化や社会を守ることはできない。

ここまで述べてきたように、現在、漁業・漁村は厳しい状況に置かれているが、各地域においては、「浜の活力再生プラン」を中心として、漁業振興とそれを通じた地域活性化を目指した様々な動きが出てきている。各地域における自律的・主体的な取組を国民全体として応援しつつ、行政としても、地域の自律性・主体性を尊重しながら必要な支援を行っていくことが重要である。

我が国は、世界有数の豊かな漁場と、それに支えられた魚食文化に恵まれているが、世界に目を向けると、人口の爆発的な増加が続き、食料を確保することが難しい時代がやってくるとも言われている。もはや世界の社会的・経済的な動きと切り離せない関係にある我が国にとって、祖先から受け継いできた豊かな海の恵みを十分に活かし、持続的な漁業、持続的な魚食、持続的な漁村を実現していくことが現代を生きる我々に課された使命なのではないだろうか。

第Ⅱ章 平成二十六年年度以降の我が国水産の動向

この章では、我が国の水産業に関する毎年のデータの紹介とともに、最近一年間のできごとを織り交ぜて、最新の我が国水産の動向を記述している。ここでは、特に新たな記述や重要なトピックについて、白書公表後に得られた情報や多少の私見も交えつつご紹介する。

第一節 水産資源及び漁場環境をめぐる動き

(一) 我が国周辺の水産資源の状況

平成二十七(二〇一五)年度の我が国周辺水域の資源評価結果(五二魚種八四系群)をみると、高位にあるものが一六系群(一九%)、中位にあるものが二六系群(三一%)、低位にあるものが四二系群(五〇%)となった。各資源の状況は年により変化するが、近年は、低位が四〇五割、高位が二割程度、残りが中位となっている。

一方、上記五二魚種八四系群には、局地的には重要であっても全国的にみればマイナーな魚種も含まれている。このため、今回の白書では、我が国の漁業や国民生活上重要であると考えられる一六魚種三七系群(①TAC対象魚種、②漁獲量が一万吨

この章では、我が国の水産業に関する毎年のデータの紹介とともに、最近一年間のできごとを織り交ぜて、最新の我が国水産の動向を記述

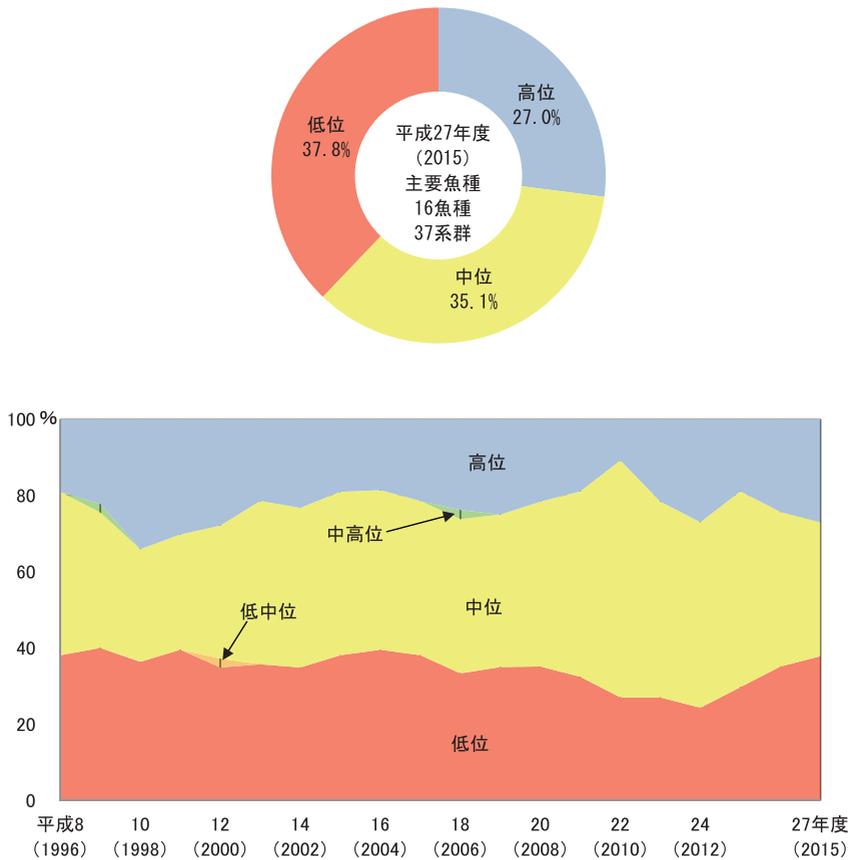
我が国周辺水域の水産資源管理に当たっては、近隣諸国・地域の漁獲の影響についても考慮し、必要な協力を求めていくことが重要

以上で生産額が一〇〇億円以上の魚種、又は③生産額が一〇億円以上で国の資源管理指針に記載されている魚種の、少なくともいずれかに該当する魚種）に絞り込んだ資源評価についてもみてみることにした。その結果、これらの魚種の資源水準は、平成二十七年には、高位にあるものが一〇系群（二七％）、中位にあるものが一三系群（三五％）、低位にあるものは一四系群（三八％）となっていた（図8）。これらの魚種は、近年、六〜七割程度が中位又は高位にある。

我が国周辺水域に分布する水産資源の中には、我が国の漁業者だけでなく、中国、台湾、韓国等の漁業者にも漁獲されているものがあり、近年では特に、太平洋の公海において中国の漁業者によるサンマやサバ類を対象とした操業が拡大するなど、近隣諸国・地域による漁獲が増大しているものもみられる。このため、我が国周辺水域の水産資源管理に当たっては、近隣諸国・地域の漁獲の影響についても考慮し、必要な協力を求めていくことが重要となっている。

（二）我が国における水産資源管理制度

我が国では、漁業の特性や漁業者の数、対象となる資源の状況等により、様々な手法を用いて資源管理が行われている。このうちTAC制度に関しては、水産庁が平成二十六年に開催した「資源管理のあり方検討会」の取りまとめにおいて、対象となる魚種の追加について検討を継続すべきとの提言がなされたことを受けた検討が行われ



資料：水産庁・(研) 水産総合研究センター「我が国周辺水域の漁業資源評価」等

図8 我が国周辺の資源水準の状況及び資源水準の推移（主要 16 魚種 37 系群）

ており、特にマダラについて、漁獲量が多く我が国において重要な魚種であり、資源状況など科学的知見が蓄積されつつあること、米国等の主要生産国においてもTAC管理が実施されていること等から、TAC制度による管理を視野に入れた検討が続けられている。

また、TACを個々の漁業者又は漁船ごとに割り当てて管理するIQ（個別割当）方式については、平成二十七年十月から、北部太平洋でサバ類を漁獲する全ての大中小型まき網漁船（一そう巻き）を対象を拡大して半年間の試験操業を行い、今後、操業結果を解析して、IQ方式によってどのような効果が得られるのか、問題は生じないか等を検証することとしている。

個別の魚種では、このところ、太平洋クロマグロとニホンウナギの資源管理が注目を集めている。太平洋クロマグロの資源量はこれまでの最低水準に近い状況にあり、早急な資源管理の強化が必要となっていることから、我が国は、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）での国際合意に基づいて管理に取り組んでいる。平成二十七年一月からは、小型魚の我が国の年間漁獲上限となる四、〇〇七トン、大中小型まき網漁業（二千トン）と沿岸漁業等（ひき縄漁業、定置網漁業等、二、〇〇七トン）に割り振り、更に沿岸漁業等については全国の六ブロックに漁獲上限を割り振って漁獲量の管理を開始した。今年度に入ってから、特に管理が難しいことが明らかになった定置網についての管理方法の改善など、国際約束を確実に実施していくための努力

太平洋クロマグロについては、小型魚の年間漁獲上限を割り振って管理を開始

が続けられているところである。

ニホンウナギについては、東アジアの関係国・地域のウナギの資源保護・管理に係る非公式協議において、シラスウナギの養殖池への池入れ数量を平成二十六年漁期から二割削減することとなった

ニホンウナギについては、東アジアの関係国・地域のウナギの資源保護・管理に係る非公式協議において、シラスウナギの養殖池への池入れ数量を平成二十六年漁期から二割削減することとなった。我が国では、平成二十七年六月より、うなぎ養殖業を農林水産大臣の許可を要する指定養殖業とし、シラスウナギの池入れ数量を法律に基づき制限することで、ニホンウナギの資源管理を強化している。

本年九月に開催されるワシントン条約（CITES）締約国会議には、これらの種の国際取引を制限しようとする提案は提出されなかったが、資源の回復と持続的利用を確保するため、引き続き、国際的な協力と国内での確実な管理の取組が重要である。

（三）漁業者による自主的な資源管理の取組

前述のような公的な資源管理に加えて、我が国では、漁業者により、休漁、休長制限、操業期間・区域の制限等の自主的な資源管理の取組が行われており、こうした公的規制と自主的管理を組み合わせた管理形態は、共同管理（Co-management）として世界的にも高い評価を受けている。

平成二十三年度からは、国及び各都道府県が今後の資源管理方針とこれを踏まえた具体的管理方策を内容とする「資源管理指針」を策定し、これに沿って漁業者グルー

プが公的規制に加えて自主的に取り組む資源管理措置を内容とする「資源管理計画」を作成・実践しており、平成二十八年三月末現在、全国で一、八六八件の資源管理計画が策定され、漁業実態に応じた資源管理措置が実施されている。

(四) 資源を増やすための取組

水産資源を積極的に増やしていくため、約八〇種に及ぶ水産生物を対象に種苗放流の取組が各地で行われており、放流された種苗は漁業者の経営に寄与するのみならず、遊漁の対象となったり種の多様性の維持に貢献するなど、その効果は広く国民や生態系全体に及んでいる。平成二十七年三月には、「第七次栽培漁業基本方針」が策定され、放流された種苗のうち、親魚となったものの一部を獲り残して次世代の再生産を確保する「資源造成型栽培漁業」を一層推進し、そのための漁獲管理との連携の強化等を図っていくこと、また、藻場、干潟の保全や回復といった育成の場の整備と連携して種苗放流を進めていくこと等が盛り込まれた。

また、沖合域における資源の増大を目的として、沖合域に保護育成礁や増殖場を造る「フロンティア漁場整備事業」では、平成二十七年十月、長崎県の五島西方沖地区に、鉛直混合を発生させることで海域の生産力を高める増殖場が完成し、マアジ、マサバ等の増加が期待されている。

(五) 水産資源を育む漁場環境

地球温暖化に伴う気候変動への懸念が強まっている。海水温の上昇や水温分布の変化は、サンマの好漁場が沿岸に形成されなかったり、高水温を好むブリの漁獲量が増加していたりと、我が国の漁業にも既に影響を与えているとみられる。気候変動に対しては、避けられない影響に対する「適応」を進めることも肝要であり、平成二十七年十一月に閣議決定された「気候変動の影響への適応計画」において、水産業に関しては、海洋環境についての調査を継続し水産資源への影響等の把握に努めること、漁場予測の高精度化と効率化を図ること、資源の分布域等の変化に対応した漁場の整備に取り組むこと、高水温耐性を有する養殖品種の開発や魚病対策を講じること等が基本的施策として盛り込まれている。

また、水産資源の増殖等に大きな役割を果たす藻場や干潟は、沿岸域の開発等により大きく減少しており、その保全や機能の回復は、生態系全体の生産力の底上げに不可欠となっている。平成二十八年一月、国は、実効性のある対策をハード・ソフトの両面から一体的に推進すること、新たな知見や技術を積極的に導入すること等の基本的な考え方を取りまとめた「藻場・干潟ビジョン」を公表した。今後、各都道府県が主体となってそれぞれの海域の実情に応じた個別の「藻場・干潟ビジョン」を策定し、対策が進められることが期待される。

「コラム」海を漂うプラスチックIII

海洋に流出するプラスチックゴミが年々増えており、早急に国際的な取組が必要となっている。海洋生物や海鳥による誤食、ゴーストフィッシング、船舶航行への被害だけでなく、紫外線による劣化等により破碎されたマイクロプラスチックが有害物質を吸着し、それが生物の体に取り込まれて生態系に影響を及ぼすことが懸念されている。

海洋ゴミの約七割が河川を通じて流出した生活ゴミだといわれている地域もあり、海洋におけるゴミ問題を解決するには、海洋投棄をなくすだけでなく、私たちの生活におけるゴミの発生抑制も重要である。

水産庁では、漁業者等が行う海洋ゴミの回収処理を支援するとともに、漁業系廃棄物のリサイクル技術の開発・普及に取り組んでいる。



海岸に漂着したゴミ

(写真提供：(公財)海と渚環境美化・油濁対策機構)

漁業者は、資源の保全・管理のために多大な努力を払っているが、アワビ、ナマコ等の磯根資源を狙った密漁は後を絶たない

(六) 実効ある資源管理のための取組

漁業者は、資源の保全・管理のために多大な努力を払っているが、アワビ、ナマコ等の磯根資源を狙った密漁は後を絶たない。我が国では、漁業監督官や漁業監督吏員が海上保安官及び警察官とともに漁業取締り任務に当たっているほか、各地の漁業者も、資源管理のためのルールの啓発、夜間や休漁中の見回り等の漁場の監視や通報等の密漁防止活動を行っている。

水産庁では、我が国周辺水域の水産資源の適切な管理を脅かす外国漁船の違法操業を根絶するため、特定の海域・時期に重点的に取締船等を配置するなど、効率的かつ効果的に徹底した取締りを実施

また、近年、中国漁船が我が国EEZの境界線付近で操業を活発化させており、特に、平成二十七年四月頃からは、虎網漁船等が道東・三陸沖の我が国EEZ境界線付近で急増し、十二月末時点で一九四隻に及んだ。水産庁では、我が国周辺水域の水産資源の適切な管理を脅かす外国漁船の違法操業を根絶するため、特定の海域・時期に重点的に取締船等を配置するなど、効率的かつ効果的に徹底した取締りを実施している。

第二節 我が国水産業をめぐる動き

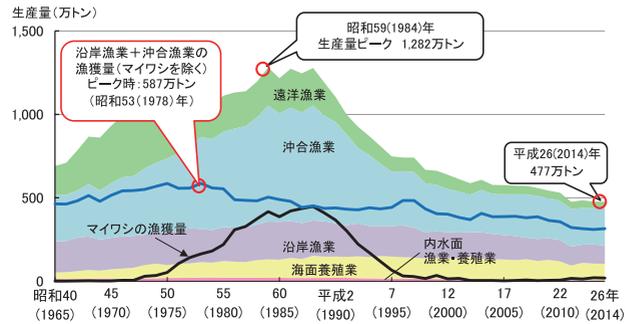
(一) 漁業・養殖業の動向

(漁業・養殖業の国内生産)

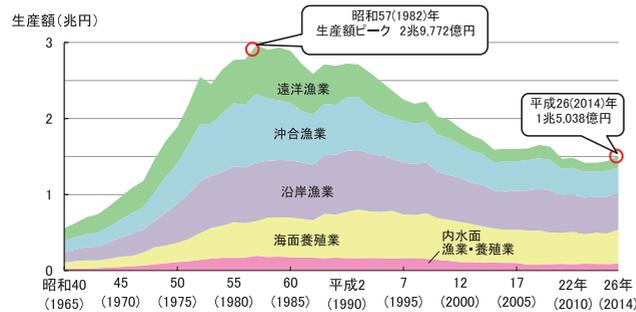
平成二十六年の我が国の漁業・養殖業生産量は前年と同水準の四七七万トン、生産額は一兆五千億円（五％増）

平成二十六年の我が国の漁業・養殖業生産量は、前年と同水準の四七七万トンとなった（図9）。このうち海面漁業では、サバ類、サンマ等が増加した一方、カツオ、スケトウダラ等が減少し、三七二万トン（前年同）となった。海面養殖業は、ホタテガイ、カキ類等が増加し、ノリ類、ブリ類、ワカメ等が減少して、九九万トン（二％減）となった。内水面漁業・養殖業は六万四千トン（五％増）となった（なお、本稿では、七月八日までに公表された「漁業・養殖業生産統計」の修正を反映した数値を使用している）。

また、漁業・養殖業生産額は、一兆五千億円（五％増）となった。このうち海面漁



		平成26年 (2014)
生産量	合計	4,773
	海面	4,704
	漁業	3,716
	遠洋漁業	369
	沖合漁業	2,249
	沿岸漁業	1,098
	養殖業	988
	内水面	64
	漁業	31
	養殖業	34



		平成26年 (2014)
生産額	合計	15,038
	海面	14,109
	漁業	9,666
	遠洋漁業	...
	沖合漁業	...
	沿岸漁業	...
	養殖業	4,443
	内水面	929
	漁業	177
	養殖業	751

資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」

- 注：1) 平成19(2007)～22(2010)年については、漁業・養殖業生産量の内訳である「遠洋漁業」、「沖合漁業」及び「沿岸漁業」は推計値である。
- 2) 内水面漁業漁獲量は、平成12(2000)年以前、平成15(2003)年、平成20(2008)年及び平成25(2013)年は全ての河川及び湖沼、平成13(2001)～14(2002)年は主要148河川28湖沼、平成16(2004)～19(2007)年は主要106河川24湖沼、平成21(2009)～24(2012)年は主要108河川24湖沼、平成26(2014)年は主要112河川24湖沼の値である。平成13(2001)年以降の内水面養殖業は、マス類、アユ、コイ及びウナギの4魚種の収穫量であり、平成19(2007)年以降の収穫量は、琵琶湖、霞ヶ浦及び北浦において養殖されたその他の収穫量を含む。
- 3) 平成18(2006)年以降の内水面漁業の漁獲量、生産額には、遊漁者による採捕は含まれない。
- 4) 漁業生産額は、漁業・養殖業の生産量に産地市場卸売価格等を乗じて推計したものである。
- 5) 海面漁業の部門別生産額については、平成19(2007)年から取りまとめを廃止した。
- 6) 平成26(2014)年の生産量は6月21日公表の正誤情報により、生産額は7月8日公表の正誤情報により修正した。

図9 漁業・養殖業の生産量・額の推移

国では、引き続き「漁業経営セーフティネット構築事業」を実施し、燃油の異常高騰に備えている。

（養殖業の経営状況）

平成二十六（二〇一四）年の海面養殖業を営む個人経営体の漁労所得は三五万円増

いたが、今年の一月を底に再び上がり基調となっている。国では、引き続き「漁業経営セーフティネット構築事業」を実施し、燃油の異常高騰に備えている。

また、漁労支出の約二割を占める燃油の価格は平成二十六年七月以降下落に転じている。前年から一〇万円増加したものの、漁労支出も五二五万円増加したことから赤字幅が拡大している。

（漁船漁業の経営状況）

平成二十六（二〇一四）年の沿岸漁船漁家の平均漁労所得は一九九万円となり、前年から一〇万円増加した。一方、漁船漁業を営む会社経営体では、漁労収入が四三四万円増加したものの、漁労支出も五二五万円増加したことから赤字幅が拡大している。

業は、マグロ類、サバ類、ブリ類等が増加したことにより九、七〇〇億円（二％増）、海面養殖業は、貝類、クロマグロ、ブリ類等が増加したことにより四、四〇〇億円（九％増）、内水面漁業・養殖業は九〇〇億円（九％増）であった。

なお、白書には間に合わなかったが、平成二十七年の漁業・養殖業生産量の第一報が公表されており、平成二十七年には、マイワシ、サバ類等が増加したもののホタテガイ、サンマ等が減少して四六七万トン（平成二十六年から二％減）となっている。

加して五四一万円となった。

給餌養殖業においては、餌代が経費の六〇七割を占めるが、近年、中国を中心とした飼料需要の拡大や、エルニーニョの発生によるペルーカタクチイワシ生産の減少により、魚粉価格は高値が続いている。このため、国では、燃油価格の高騰対策と同様に、魚粉についても「漁業経営セーフティネット構築事業」を実施している。

国では、燃油価格の高騰対策と同様に、魚粉についても「漁業経営セーフティネット構築事業」を実施

（漁業就業者の動向）

平成二十七年の我が国の漁業就業者数は一六万六、六一〇人（前年比四％減）となった。漁業就業者の高齢化率が上昇した一方、一五～二四歳の若い漁業就業者が六、一七〇人と二年連続で六％の増加となったことは明るい要素であろう。また、近年、二千人弱程度の新規就業者が安定的に漁業に参入しており、平成二十六年にも一、八七五人の新規就業者が参入した。

（漁業労働環境の確保）

平成二十七年に発生した漁船の事故隻数は六〇〇隻、事故による死者・行方不明者は二四人と、最近一〇年間では最も少なくなったが、全船舶事故による死者・行方不明者の五〇％を漁船の事故が占めた。また、不慮の海中転落による死者・行方不明者は四八人と、これも近年では最も少なくなったが、やはり全海中転落による死者・行方不明者の半分以上を漁船からの海中転落が占めている。漁業労働における安全性の確保は、人命にかかわる問題であるとともに就業意欲にもかかわることから、より良い労働環境づくりを着実に進めていくことが重要である。

（二）漁業協同組合をめぐる動向

漁協は、組合員のために実施する販売、購買、信用、共済等の事業のほか、漁村の地域経済や社会活動、漁業資源の適切な利用と管理に重要な役割を果たしているが、漁業者数や漁業生産額が減少傾向にある中、その経営は総じて厳しいものとなっている。

平成二十五年年度の漁協全体での事業利益の総額は、前年度からは四七億円改善したものの、一六億円の赤字となった。漁業者の自主的な協同組織である漁協の再建には、自助努力が不可欠であるが、国でも借換資金に対する利子の助成等を行って自主的な再建を支援している。

また、組織及び基盤を強化し、事業を効率的かつ効果的に運営していくため、漁協の合併を促進する必要があるが、平成二十六年年度には一〇組合が合併に参加して平成二十七年末の組合数は九六六となった。

平成二十五年年度の漁協全体での事業利益の総額は、前年度からは四七億円改善したものの、一六億円の赤字

(三) 水産物の流通・加工をめぐる動向
(水産物流通)

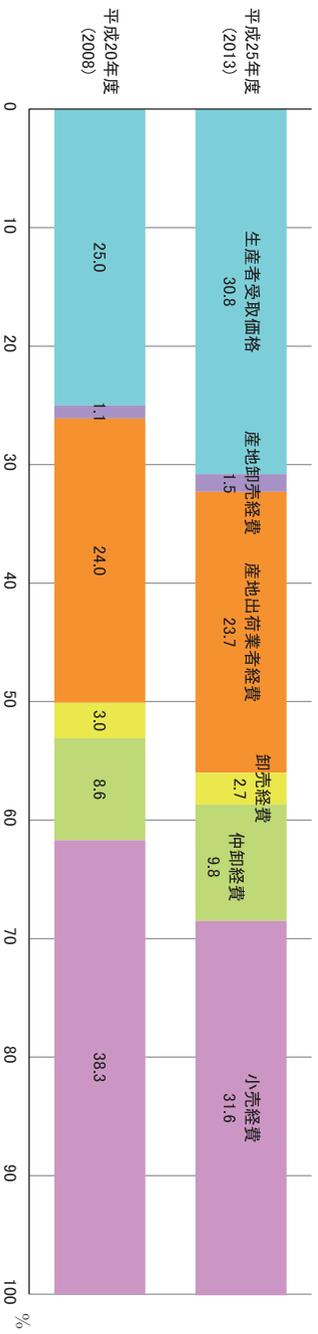
水産物の流通においては、まず水揚港に隣接する産地卸売市場で、魚種、サイズ、品質等により仕分け・分荷され、都市周辺等の消費地卸売市場で、全国各地からの水産物だけでなく海外からの輸入水産物も集められて更に細かな用途に応じて仕分け・分荷されるといふ二段階流通が一般的である。しかし近年、産地卸売市場から加工・小売・外食業者等へ直接販売するなどの市場外流通が増えつつあり、平成二十四年における水産物の消費地市場経由率は五三・四%と、二十年前から二〇ポイント以上低下している。

また、水産物の流通では、常に冷凍・冷蔵により鮮度を保持する必要があること、多様な漁獲物についてきめ細かく評価・仕分けが行われることなどから青果等と比べて流通コストがかかる傾向にあるが、最近では小売価格に占める流通経費（特に小売経費）の割合が減少し、生産者受取価格の割合が増加している（図10）。このことについての明確な理由は不明であるが、小売の規模の拡大も背景の一つかもしれない。

最近では小売価格に占める流通経費の割合が減少し、生産者受取価格の割合が増加している

(水産加工業)

水産加工業は、水産物の付加価値の向上に寄与するだけでなく、我が国市場における水産物の大口需要者として魚介類の価格安定にも貢献しているが、水産加工品の生



資料：農林水産省「食品流通段階別価格形成調査」（水産物経費調査）（平成20（2008）年度、25（2013）年度）

図10 水産物の価格構造

産量は漸減傾向で推移しており、水産加工場も小規模階層を中心に減少傾向にある。

近年、輸出の促進が注目を集めているが、米国や欧州連合（EU）等に我が国から水産物を輸出する際にはHACCPシステムの導入が必要である。このため、国では、HACCP認定取得のための水産加工・流通施設の改修を支援するとともに、特にEU向けHACCP認定の加速化に向けて平成二十六年十月より厚生労働省に加え水産庁も認定主体となり、平成二十八年三月末までに五施設を認定している。平成二十八年三月末現在の我が国の水産加工業におけるEU向けHACCP認定施設は四二施設、米国向けHACCP認定施設は二八四施設となっている。

（水産物に係る表示）

平成二十七年四月、「食品衛生法」、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）」及び「健康増進法」の食品の表示に関する規定を統合した「食品表示法」が施行され、包括的・一元的な食品表示制度がスタート

平成二十七年四月、「食品衛生法」、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）」及び「健康増進法」の食品の表示に関する規定を統合した「食品表示法」が施行され、包括的・一元的な食品表示制度がスタートした。食品表示法の下では、科学的根拠等を消費者庁長官に届け出ることにより、食品関連事業者の責任において、健康の維持及び増進に資する特定の保健の目的が期待できる旨の表示が可能となる「機能性表示食品制度」が創設された。三月末現在までに二七三件の機能性表示食品の届出が消費者庁に受け付けられており、この中には、DHAやEPAの機能に注目した水産物、練り製品等の水産加工品も含まれる。

また、平成二六（二〇一四）年に成立した「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（地理的表示法）」に基づく「地理的表示保護制度」もスタートし、順次、登録が行われている（水産物については、本年六月、初めての登録申請の公示がなされたところである）。

こうした表示制度を積極的に活用することにより、健康の維持・増進に役立つ、あるいは産地と品質が保証されているといった点を消費者に訴求し、我が国の水産物の消費拡大に寄与することが期待される。

（水産エコラベル認証の動き）

近年、生態系や資源の持続性に配慮して漁獲された水産物であることを示すラベルを店頭の水産物に貼付する「水産エコラベル認証」の動きが徐々に広が

つつある。

近年、生態系や資源の持続性に配慮して漁獲された水産物であることを示すラベルを店頭の水産物に貼付する「水産エコラベル認証」の動きが徐々に広が

つつある。我が国においては、水産関係団体が主体となり、多様性に富んだ日本の漁業形態を考慮し、科学的根拠に基づく生態系の保全や資源管理を重視したマリン・エコラベル・ジャパン（MELジャパン）、及び養殖業に対するアクアカルチャーエコラベル（AEL）が認証を行っており、これまでに二三の漁業がMELジャパンの生産段階認証を、二つの養殖業がAELを取得している。

海外では、海洋管理協議会（MSC）や水産養殖管理協議会（ASC）による水産エコラベルがみられ、我が国の漁業ではMSCの漁業認証で二件、ASCの養殖場認

証で一件が認証を受けている。環境保護活動が盛んな欧米諸国を中心に、MSCやASCの動きが活発化しており、MSCの報告書によれば、二〇一五年にはMSC認証を受けた漁業による生産量は世界の漁船漁業生産量の九・四％に及ぶそうである。水産エコラベルについては、このところ、二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピックにおける提供食材の調達基準での取扱いも取り沙汰されており、今後とも注視が必要であろう。

第三節 水産物の消費・需給をめぐる動き

(一) 水産物の消費動向

生鮮魚介類に対する世帯当たりの年間支出額及び購入量をみると、近年では支出額は三年連続で漸増傾向となっていることから、水産物価格が上昇傾向にある中で購入量は減少しているものの、消費者の購買意欲自体が低下しているわけではないとも考えられる。

第I章で述べた通り、我が国の食用魚介類の一人当たり年間消費量は、平成十三年度をピークに減少してきている。一方、生鮮魚介類に対する世帯当たりの年間支出額及び購入量をみると、近年では支出額は三年連続で漸増傾向となっていることから、水産物価格が上昇傾向にある中で購入量は減少しているものの、消費者の購買意欲自体が低下しているわけではないとも考えられる(図11)。「実は購買意欲・消費意欲がないわけではない」のであれば、何とか消費量自体を上向かせていく余地があるのではないかと期待したい。

近年では四〇代以下の世代で魚介類の摂取量が特に少なくなっているのは既に述べ

恐らく多くの家庭で、体に良い魚をもっと食べたいけれど、日常的にはちょっとハードルが高いというジレンマを抱えているものと思われる。

た通りだが、四〇代以下の世代は子育て世代とも重なっており、多くの子ども達が日常的に魚介類を口にする食習慣を持たずに成長していくことが心配である。私事で恐縮だが、私自身も学齢期の子どもの食事に日々悩む一人である。一般に子ども、特に幼児は、噛み切りづらい肉よりも魚を好むように思う。しかし、日々の仕事を終えて帰宅し、魚をゼロから調理する余裕は：なかなか持てない。さらに住宅密集地やマンションでは、においやゴミの問題も人々を魚の調理から遠ざける要因であろう。恐らく多くの家庭で、体に良い魚をもっと食べたいけれど、日常的にはちょっとハードルが高いというジレンマを抱えているものと思われる。こうした消費者の事情を踏まえ、手



資料：総務省「家計調査」
注：二人以上の世帯。

図11 生鮮魚介類の1世帯当たり年間支出額・購入量の推移

家庭において食育の機会を十分に確保することが難しくなる中、学校給食を通じて和食、魚食に親しむ機会を提供し、食に関する知識と食を選択する力を育んでいくことも重要

軽・気軽に水産物を食べようという「ファストフィッシュ」の取組が続けられており、これまでに三、一五四商品が選定されてスーパーマーケットやコンビニエンスストアの売り場に定着してきている。一方、二十七年年度白書では特集部分で触れた全国漁業協同組合連合会による「プライドフィッシュ」は、各地の漁師さんがお勧めする本当においしい旬の魚を提供するというもので、このような様々な取組により、多様化する消費者のニーズに対応していくことが必要なのである。

また、家庭において食育の機会を十分に確保することが難しくなる中、学校給食を通じて和食、魚食に親しむ機会を提供し、食に関する知識と食を選択する力を育んでいくことも重要である。国でも米飯給食や地場産物を用いた学校給食を推進しているほか、漁業者や加工・流通業者等が中心となって、食材を学校給食に提供するだけでなく、魚介類を用いた給食用の献立の開発や、出前授業を行って魚食普及を図る活動が行われている。給食には一定規格を満たした食材を一定量供給することが求められること、予算額に制約があること等、特に地元産の魚介類を供給しようとする場合に克服すべき課題はあるが、学校や調理師など需要者側との緊密な連携によってこのような課題を克服し、我が国の魚食文化の伝統を次世代に伝えていくことが期待される。

(二) 水産物の輸出入の動向

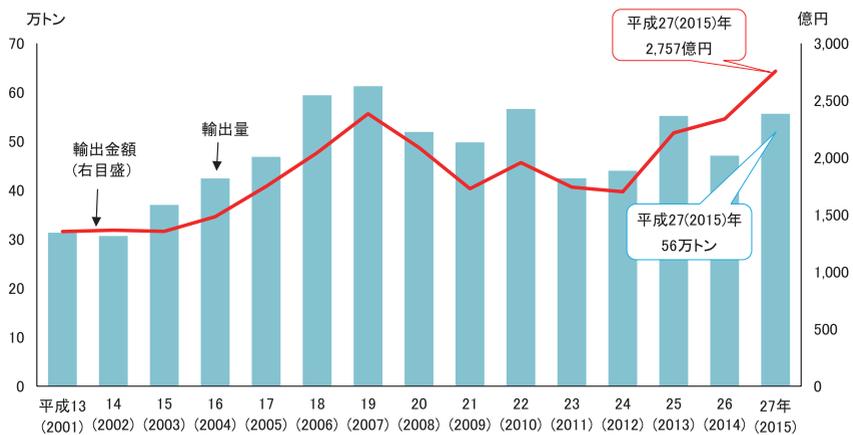
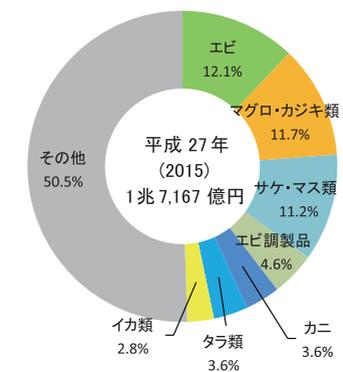
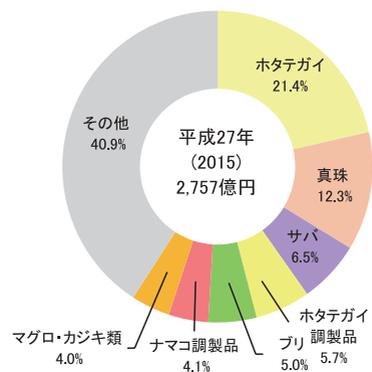
平成二十七年の水産物輸入量(製品重量ベース)は二四九万トン(前年比二%減)、

輸入金額は一兆七、一六七億円(四%増)となった(図12)。品目別では、エビ、マグロ・カジキ類、サケ・マス類等が輸入金額の上位を占めている。水産物に対する国際的な需要が増す中で国際価格が上昇傾向で推移していることに加え、円安傾向もあり、輸入額は伸びる一方で、輸入量は停滞から減少の傾向が続いている。

平成二十七年の水産物輸出は、量(製品重量ベース)、金額ともに前年から一八%と大幅に伸び、それぞれ五六万トン、二、七五七億円となった(図13)。主な輸出手国・地域は香港、米国、中国等、主な輸出品目はホタテガイ、真珠等である。

水産業の成長産業化を図るためには、大きく拡大を続ける世界の水産物市場へ販路を広げていくことが欠かせない

水産業の成長産業化を図るためには、大きく拡大を続ける世界の水産物市場へ販路を広げていくことが欠かせない。海外における和食人気の広がりも追い風となるだろう。国では、農林水産物・食品の輸出額を平成三十二年に一兆円(うち水産物は三、五〇〇億円)とする目標の前倒し達成を目指しているところであるが、平成二十七年には、その中間目標(平成二十八年に七千億円、うち水産物は二、六〇〇億円)を前倒して達成した。水産物のオールジャパンでの輸出促進を強化するため、平成二十七年二月には「水産物・水産加工品輸出拡大協議会」が発足し、国や(独)日本貿易振興機構(JETRO)等の支援・協力を受けつつジャパン・ブランドの確立や産地間の連携による周年供給体制の実現に取り組んでいる。また、輸出先国の衛生基準に対応するため、国では、HACCP認定取得の促進や輸出証明書発行の迅速化等に取り組んでいる。



資料：財務省「貿易統計」(平成27(2015)年)

図13 我が国の水産物輸出量・輸出金額の推移

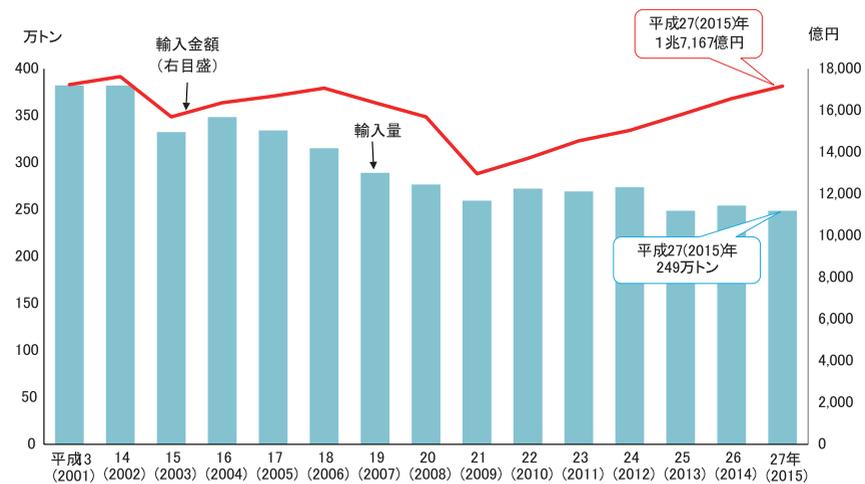


図12 我が国の水産物輸入量・輸入金額の推移

(三) 食用魚介類の需給動向と自給率

平成二十六年における我が国の魚介類の国内消費仕向量は七九六万トン（原魚換算ベース、概算値）となったが、これは十年前と比べると二四％（二五六万トン）少ないレベルである。供給の内訳をみると、国内生産量が一六％（八五万トン）、輸入量が二九％（一七四万トン）の減少と、特に輸入量の減少が大きく影響している。

こうした需給と消費の結果、平成二十六年における我が国の食用魚介類の自給率は、前年度と同じく六〇％となった（図14）。

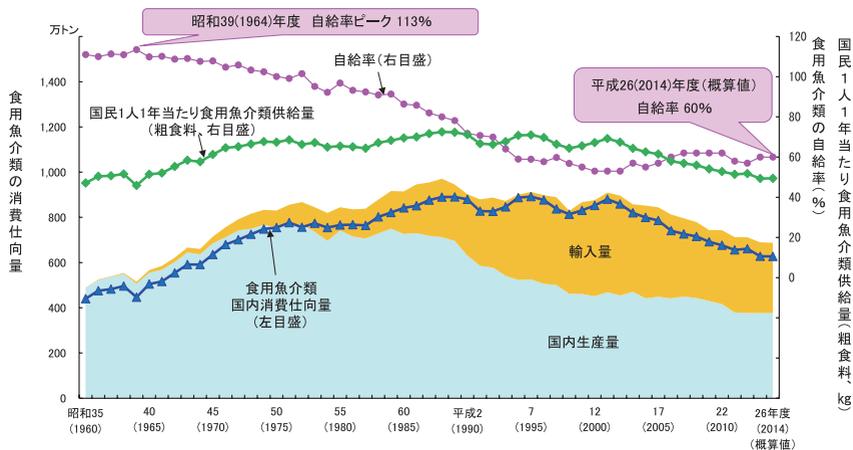
第四節 水産業をめぐる国際情勢

(一) 世界の漁業・養殖業

世界の漁業・養殖業を合わせた生産量は増加し続けており、平成二十六年の世界の漁業・養殖業生産量は一億九、五八〇万トン（前年比二％増）となった。このうち、漁船漁業生産量は九、四六六万トン（二％増）だったのに対し、養殖業生産量は一億一、四万トン（四％増）となり、ついに二億トンの大台に乗った（図15）。漁船漁業生産量は一九八〇年代後半以降頭打ち傾向が続いているのに対し、養殖業生産量は著しい伸びが続いている。

この養殖生産の拡大を牽引しているのは、世界の生産量のおよそ六割までを占める

世界の漁業・養殖業を合わせた生産量は増加し続けており、平成二十六年の世界の漁業・養殖業生産量は一億九、五八〇万トン（前年比二％増）となった。

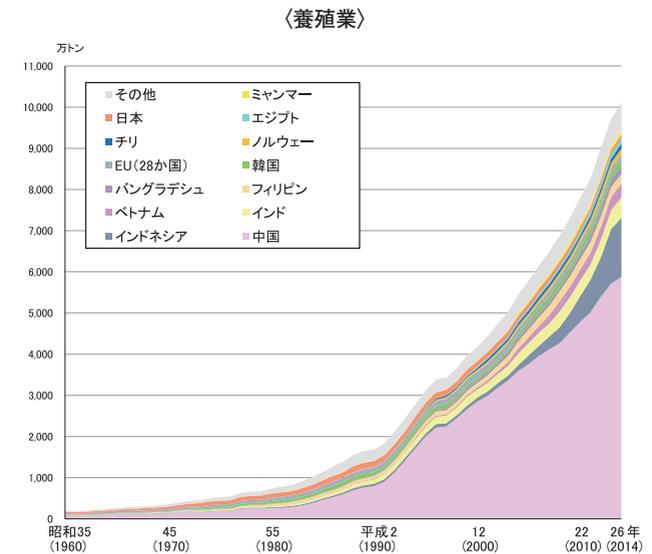
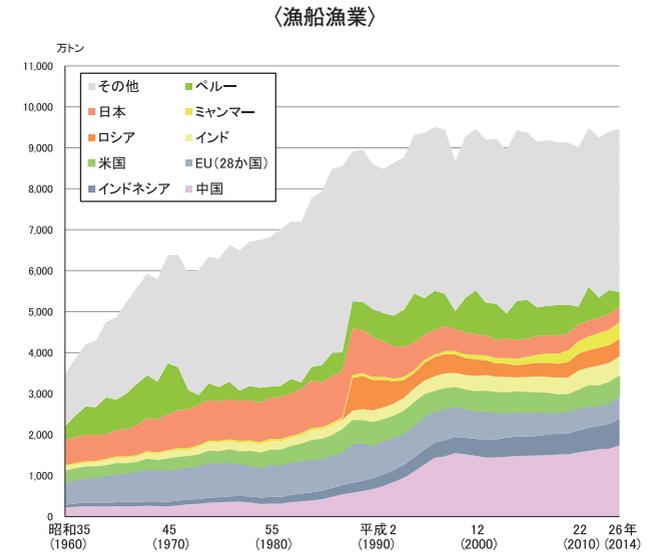


資料：農林水産省「食料需給表」

注：1) 自給率(%) = (国内生産量 ÷ 国内消費仕向量) × 100

2) 国内消費仕向量 = 国内生産量 + 輸入量 - 輸出量 ± 在庫増減量

図14 食用魚介類の自給率等の推移



資料：FAO「Fishstat(Capture Production, Aquaculture Production)」(日本以外の国)及び農林水産省「漁業・養殖業生産統計」(日本)

図15 世界の漁業・養殖業生産量の推移(漁船漁業・養殖業別)

中国であり、特にコイ、フナ等の内水面魚類養殖はここ十年以上にわたって毎年六％前後ずつ増加してきている。

(二) 世界の水産物消費

かつては人口一〇〇万人以上の国の中で第一位であった我が国の一人当たり食用魚介類消費量は、平成二十三年には韓国、マレーシア、ポルトガル、ミャンマー、ノルウェーに次ぐ世界第六位となった

世界の食用魚介類の一人当たり消費量(粗食料ベース)は、最近五十年間で二倍以上増加し、平成二十三年には一八・九キログラムとなった。今後とも、生活水準の向上、魚に対する健康食としての認識の深まり、流通システムの改善等を背景としてアジア地域等を中心として一人当たり消費量は伸びるとみられており、平成三十六年には二一・五キログラムに達すると予測されている。こうした中、かつては人口一〇〇万人以上の国の中で第一位であった我が国の一人当たり食用魚介類消費量は、平成二十三年には韓国、マレーシア、ポルトガル、ミャンマー、ノルウェーに次ぐ世界第六位となった(図16)。

また、国際的な需要の高まりを背景に食用水産物の国際取引価格も上昇基調にある。平成二六(二〇一四)年には過去最高となり、今後も高値で推移すると予測されている。

(三) TPPの合意と政府の対応

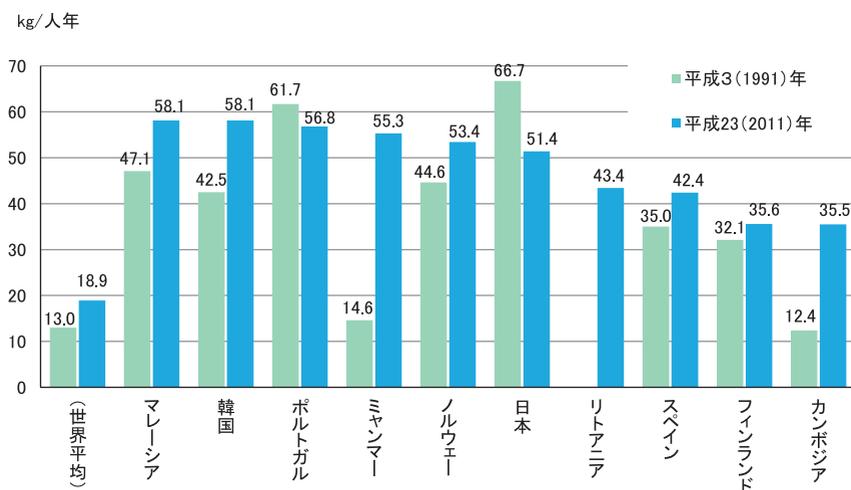
昨年十月五日のTPPの大筋合意は大きなニュースであった。水産物に関する我が

漁業補助金に関しては、①漁獲に対する補助金であって、濫獲された状態にある魚類資源に悪影響を及ぼすもの、②IUU漁業に従事する漁船に対して交付されるものの二つが禁止されることとなった

国の市場アクセスでは、海藻類（ノリ、コンブ等）については関税を現行の水準から一五%削減した上で維持することとなり、それ以外の水産物については関税を撤廃するが、主要な品目では長い期間をかけて段階的に実施することとなった。一方、我が国からの輸出相手国の水産物の関税撤廃については、ブリ、サバ、サンマについて、我が国からの輸出の伸びが著しいベトナムの関税が即時撤廃されることとなるなど、拡大する海外市場に対して我が国の水産物が進出する際の追い風となることが期待される。

また、漁業補助金に関しては、①漁獲に対する補助金であって、濫獲された状態にある魚類資源に悪影響を及ぼすもの、②IUU漁業に従事する漁船に対して交付されるものの二つが禁止されることとなった。持続的漁業の発展や多面的機能の発揮、震災からの復興に必要な我が国の漁業補助金は禁止される補助金には該当せず、我が国は引き続きその交付が可能である。

TPP合意による我が国水産業への影響は限定的と見込まれているが、長期的には国産水産物価格の下落も懸念されることから体質強化対策が重要であり、国では、複数の浜が連携して取り組む浜の機能再編や中核的担い手の育成を推進する「浜の活力再生広域プラン」等に基づいて、高鮮度化や産地市場の統廃合に係る共同利用施設の整備、中核的漁業者の漁船の円滑な導入、競争力強化に資する漁業用機器の導入等に対する支援を実施していくこととしている。また、輸出の拡大等の新たな需要の開拓



資料：FAO「Food Balance Sheets」(日本以外の国)、農林水産省「食料需給表」(日本)
注：1) リトアニアは平成3(1991)年のデータがない。
2) 粗食料ベースの数値。

図16 1人当たりの食用魚類の年間供給量(人口100万人以上の国)

を推進していくため、大規模な拠点漁港において共同利用施設等を一体的に整備するとともに、HACCPに対応した水産加工施設の改修、輸出先国の品質・衛生条件への適合に必要な機器整備、海外へのプロモーション活動等を支援していくこととしている。

(四) 多国間の漁業関係

平成二十七年七月、「北太平洋漁業資源保存条約」が発効し、九月には、同条約に基づく北太平洋漁業委員会(NPFC)の第一回委員会合会が開催

平成二十七年七月、北太平洋公海水域のサンマ、クサカリツボダイ、アカイカ等の資源管理を目的とする「北太平洋漁業資源保存条約」が発効し、九月には、同条約に基づく北太平洋漁業委員会(NPFC)の第一回委員会合会が開催された。この会合では、特に中国及び台湾漁船による漁獲が急速に増大しているサンマについて、新たな保存管理措置が導入されるまでの間公海で操業する漁船の許可隻数の急激な増加を抑制すること等が合意された。我が国は、北太平洋公海水域においてサンマ等の重要な水産資源に関する適切な管理体制が構築されるよう、今後ともNPFCにおいて主導的な役割を果たしていくこととしている。

また、カツオ・マグロ類に関する地域漁業管理機関では、中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)が、資源状態が悪化している太平洋クロマグロについて、小型魚の漁獲を平成十四～十六年平均から半減させる等の現行措置に加え、加入量が著しく低下した場合の緊急措置を導入すること及びその内容を平成二十八年に決定すること

に合意した。一方、大西洋まぐろ類保存国際委員会(ICCAT)やみなみまぐろ保存委員会(CCSBT)においては、これまでの厳しい管理措置の結果資源が回復しつつある大西洋クロマグロやミナミマグロについて、総漁獲可能量が少しずつ拡大されてきている。

こうした地域漁業管理機関における資源管理の確実な実施に加え、国際機関や各国によるIUU漁業の撲滅に向けた取組が活発化している。特に、FAOで平成二十一年に採択された「寄港国措置(PSM)協定」については、本年六月五日、ついに発効を迎えた。我が国はまだ加入していないが、責任ある漁業国として、今後、加入に向けた検討を加速していかなければならないのではないかと。

(五) 二国間等の漁業関係

二国間関係での特に大きな出来事は、ロシアとの関係において、平成二十八年一月一日以降ロシア二〇〇海里水域内における流し網漁業を全面禁止とする法律が成立したことにより、我が国漁船によるロシア二〇〇海里水域におけるさけ・ます流し網漁業が操業不可能となったことである。ロシア二〇〇海里水域でのさけ・ます流し網漁業は、北海道東地域等を中心に地域経済の中核を担う重要な漁業の一つであるため、国では、関係地域への影響緩和対策を総合的に実施している。

また、遠洋漁船が多く入漁する太平洋島嶼国では、島嶼国側が入漁料の大幅な引上

地域漁業管理機関における資源管理の確実な実施に加え、国際機関や各国によるIUU漁業の撲滅に向けた取組が活発化している

IWCの本来の目的にのっとり、鯨類の持続的な利用に不可欠な科学的情報を収集するため、鯨類捕獲調査を含む様々な調査を実施

げ等を行う状況が続いている。我が国は、政府間協議等を通じて入漁の継続を引き続き働きかけていくこととしているが、我が国の漁船の入漁をめぐる環境は厳しさを増している。

(六) 捕鯨をめぐる国際情勢

我が国は、IWCの本来の目的にのっとり、鯨類の持続的な利用に不可欠な科学的情報を収集するため、鯨類捕獲調査を含む様々な調査を実施している。これまでの我が国の南極海での調査結果から、初期資源量を大幅に超えて増加していたクロミンククジラの資源は高水準で安定的に推移する一方、ザトウクジラやナガスクジラの資源が近年急速な回復をみせるなど、南極生態系が大きく変化していることが分かってきている。我が国は、引き続き鯨類捕獲調査等を実施し、鯨類の資源管理に貢献していく考えである。

平成二十七年十二月～二十八年三月には、国際司法裁判所の判決の指摘事項を踏まえた新たな南極海鯨類科学調査計画(NEWREP-IA)に基づく初年度の調査が実施された。NEWREP-IA



南極海を航行する調査船「日新丸」

(写真提供：(一財)日本鯨類研究所)

に基づく調査は今後十二年間かけて実施され、六年後には中間評価が行われる予定である。

第五節 東日本大震災からの復興に向けた動き

(一) 水産業・漁村の復興状況

平成二十八(二〇一六)年三月で、東日本大震災の発生から五年が経過した。漁業・漁村の復旧・復興に向けた支援が積極的に実施されてきているが、いまだ復旧・復興の途上にある地域・分野もある。

漁港施設では、平成二十八年一月末までに、被災した三一九漁港のうち三一―漁港(九七%)において陸揚げが可能となった。漁船については目標隻数(二万隻)に対し、平成二十七年十二月までに一万八、二四七隻(九一%)が修理又は新船建造を完了した。養殖では、震災前と比べてワカメで七六%、コンブで五二%、ギンザケで八〇%まで収獲が回復してきており、収獲までに二―三年を要するカキ養殖においても、収獲が本格化し始めている。

水産加工施設については、再開を希望する八一六施設のうち七〇五施設(八六%)が業務を再開したが、水産加工業者を対象としたのアンケート調査からは、依然として生産能力の回復に比べ売上げの回復が遅れている状況が浮かび上がる。販路の回復

販路の回復や新規創出が水産加工業の復興に向けた課題

漁港施設、漁船、養殖施設及び加工・流通施設等の復旧に伴って、被災県の水揚げは回復してきており、岩手県、宮城県及び福島県の主要な水産物産地卸売市場への水揚げは、震災前と比べ、水揚量で七四%、水揚金額で九三%まで回復した

や新規創出が水産加工業の復興に向けた課題となっており、国では、加工・流通の各段階への個別指導及びセミナーの開催等、販路の回復・新規創出に向けた活動を支援している。

漁港施設、漁船、養殖施設及び加工・流通施設等の復旧に伴って、被災県の水揚げは回復してきており、岩手県、宮城県及び福島県の主要な水産物産地卸売市場への水揚げは、震災前と比べ、水揚量で七四%、水揚金額で九三%まで回復した。ただし、東電福島第一原発事故の影響を強く受けている福島県においては、水揚量で五九%、水揚金額で三六%の回復にとどまっている。

(二) 原発事故への対応

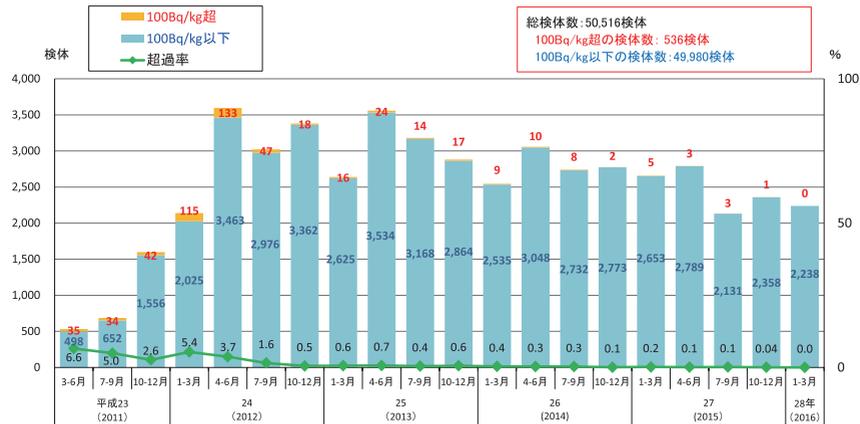
消費者の手に届けられる水産物の安全性を確保するため、主要な魚種や前年度に五〇ベクレル／キログラム以上が検出された魚種を中心として、原則的に週一回程度のモニタリングが行われており、東電福島第一原発事故以降、本年三月末までに八八、五五九検体の検査が行われてきた。時間の経過に伴い、基準値（二〇〇ベクレル／キログラム）を超える放射性セシウムが検出される割合は着実に低下してきており、福島県においても二十六年七～九月期以降は一%を切るようになってきている（図17）。

全ての沿岸漁業及び底びき網漁業の操業が自粛されている福島県沖では、漁業再開

〈福島県で採取された水産物〉



〈福島県以外で採取された水産物〉



資料：水産庁調べ

図17 水産物の放射性物質モニタリング結果（平成28（2016）年3月末現在）

に向けた基礎情報を得るための試験操業・販売が慎重に行われている。平成二十八年三月現在、試験操業海域は東電福島第一原発の半径二〇キロメートル圏内を除く福島県沖全域に広がり、対象魚種も七三魚種まで拡大してきた。試験操業で漁獲された魚介類については、毎週約二〇〇検体を対象に各漁業協同組合等が放射性物質の自主検査を行い、放射性セシウムの濃度が自主基準値（五〇ベクレル／キログラム）を下回った魚種のみが出荷されており、消費者の手に届く水産物の安全性を確保するためにあらゆる努力が払われている。こうした一歩ずつの着実な歩みが消費者の懸念を払拭し、福島の漁業の完全復活につながっていくことを願いたい。

風評被害を防いで正しい理解に基づき消費活動を促進するため、引き続き水産物の放射性物質モニタリングを実施し、その結果を積極的に発信していくことが必要

一方で、消費者庁が平成二十八年二月に実施した「風評被害に関する消費者意識の実態調査」では、「放射性物質の含まれていない食品を買いたいので、福島県産の食品を買うことをためらう」とする消費者の割合は一六％となっており、依然として一部の消費者の間には福島県産の食品に対する根強い懸念がくすぶっているようである。加えて、事故から月日が経つ中で食品と放射性物質の関係に関する消費者の知識や理解の度合いが低下してきている。風評被害を防いで正しい理解に基づき消費活動を促進するため、引き続き水産物の放射性物質モニタリングを実施し、その結果を積極的に発信していくことが必要である。

海外に向けては、英語、中国語及び韓国語で放射性物質モニタリング結果を公表しているほか、調査結果や安全確保のために我が国が講じている措置等を説明し、輸入

規制の緩和・撤廃を働きかけてきた結果、平成二十八年三月までに、一部の都県を対象に輸入停止措置を維持している国・地域は八か国・地域（うち福島県以外も対象としている国・地域は五か国・地域）まで減ってきている。

しかし、特に、韓国については、平成二十五年九月以降、福島県等計八県の水産物の輸入を全面的に禁止するなど規制措置を強化し、我が国からの説明や韓国側の「専門委員会」の受入などの取組を行っても規制撤廃に向けた見通しが示されないことから、平成二十七年八月にWTO紛争解決小委員会（パネル）の設置要請を行い、同年九月にパネルが設置された。今後ともWTOのルールにのっとりパネルの手続を進めていくとともに、韓国への二国間での働きかけを継続していくこととしている。

時事余聞

◇：人間には五つの性情がある。これらはいずれも自分にとってプラスになる。① ことによって生じている。② 利をみれば走り、③ 色をみれば愛し、④ 飲食をみれば貪り、⑤ 安逸をみれば身を置く、⑥ 愚弱をみれば欺く。これは呻吟語（呂新吾著）から引き写す。この性情を抑える方法として次のように述べる。先ず徳をもって桑ちからげ、教えをもって論し、礼をもってこれを禁じ、法をもって懲らし、常にプラスになるとと戦っている。これが教養人の普通の日常といえる。

◇：政治家というが決まって政治と金が噂される。現に前知事の猪瀬、舛添の両氏もそれが原因で身を引いた。孔子は弟子の子夏から政治家としての心構えを聞かれた時こう答えた。「速かなることを欲するなかれ。小利をみるなかれ、速やかならんとすれば達せず、小利をみれば大事ならず」。長期的な視野と総合的な判断が必要だという。

◇：「老子」は「大国を治むるは小鮮を煮るが如し」という。小鮮とは小魚、やたら突ついたり、かきまわすと形も崩れるし、味も落ちる。そろりと煮るのがコツ。同じ老子に「縮めようとすると先ずのばしてやる。とろうとするなら与えてやる」。これも政治のコツだとする。また、呂新吾は「氣運はみつるを怕おそむ」と警鐘をならす。満つれば欠けるのが世のならないである。常にバランスを考えられ。極端に走るだけが能ではない。たとえば「盈えい屍を奉ほうぐる者は徐行す。少しくくむに如かず」。勢いの満ち過ぎていゝものは、自分でそれをゆるめる必要がある。なるほど、物事の原理原則である。(K)

編集後記

平成二十七年年度水産白書の特集章は「活力ある漁村の創造と漁業経営」がテーマとなつていゝ。我が国の漁業をめぐる状況が総じて厳しさを増しつつある中、沿岸漁業経営を中心に、自律的な経営力強化と収益性向上への努力が必要だとされています。各種政策支援も一部受けながら、全国各地で意欲的な取り組みが行われつつあり、白書でも随所で事例紹介されています。著者のお取りまとめに對して厚く御礼もうしあげます。

「水産振興」第五八三号

平成二十八年七月一日発行

(非売品)

編集兼
発行人 井上恒夫

発行所

〒104-0055 東京都中央区豊海町五番一
豊海センタービル七階

豊海センタービル七階

一般財団法人 東京水産振興会

電話 ☎ 三五三三八二一

FAX ☎ 三五三三八二六

印刷所 (株)連合印刷センター

(本稿記事の無断転載を禁じます)

ご意見・ご感想をホームページよりお寄せ下さい。

URL <http://www.suisan-shinkou.or.jp/>

平成二十八年七月一日発行（毎月一回一日発行）五八三号（第五十卷七号）